

島根県立隠岐水産高等学校 部活動に係る活動方針

1. 基本方針

- (1) 学業と部活動の両立を図り、学校生活の充実を図る。
- (2) 生徒の自主性、自発性に基づいた活動を通して、生涯にわたり豊かなライフステージを実現するための能力を育成する。
- (3) 技術、競技力の向上はもとより、仲間と協力し、楽しむことも味わう。

2. 本年度の部活動

(1) 設置部活動

相撲部、ヨット部、軟式野球部、柔道部、カッター部、海洋クラブ、
食品クラブ、園芸・ボランティア部
テニス愛好会、バレー愛好会、サッカー愛好会

(2) 活動時間・休養日等

- ①活動時間 学期中 平日 3 時間程度 週休日等 4 時間程度
長期休業中 4 時間程度
- ②休養日 週当たり 1 日以上とする。
- ③その他 長期休業中は 5 日以上長期休養期間を設ける。
定期試験の 1 週間前から原則として休養日とする。
(大会前の部については、平日 1 時間程度の活動を認める。

(3) 大会参加について

- ①高体連・高文連主催、共催、後援の大会
- ②その他の大会については校長が許可したもの

3. 部活動運営について

(1) 体罰等の根絶

部活動指導者は、いかなる理由があっても、部活動での指導で体罰を正当化することは誤りであり、決して許されないものであるとの認識を持ち、体罰等のない指導に徹する。

(2) 安全管理と事故防止

- ①生徒の健康管理の把握を行う。
- ②事故の未然防止のため、施設・設備の点検を行う。
- ③危機管理体制の徹底を行う。

(3) 保護者の理解と協力

保護者の理解と協力は、部活動の運営上欠かすことができないたいせつなことであるため、活動計画等を明確にし、保護者に理解を得る。